

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## Insurance Accounting Newsletter

「新しい基準書の適用へのロードマップはより確実なものとなったが、保険契約に関する IFRS と米国会計基準のコンバージェンスは終焉を迎える可能性が高い」

前回のニュースレター公表後の数週間、国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、活発に活動し、大きな成果を生み出した。

この期間になされた最後の決定事項は、おそらく最も大きな影響を持つことになる。なぜなら、保険会社のための財務報告ルールを根本的に書き換えることになるであろう「新しい基準書の適用に向けたスケジュールに係る不確実性」を大幅に取り除くものだからである。

10 月 19 日の会議で IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品－認識と測定」の強制発効日を 2015 年 1 月 1 日から変更しないことを決定した。IASB は、また、IFRS 第 4 号フェーズ 2「保険契約」はその公表後概ね 3 年後に適用されることを決定した。今のところ、公表は 2014 年、その結果として強制発効日を 2017 年 1 月 1 日とすることを目標としているが、これは今回の意思決定前の想定よりも 1 年後倒しとなる。IASB は、保険契約の最終基準書が 2014 年末近くに公表された場合には強制発効日が 2018 年にさらにずれこむ可能性があることを認めている。

新しい基準書の最終草案は、来年 (訳者注: 2013 年) 4 月または 5 月に公表される見込みであり、強制発効前にその提案内容について関係者がコメントする最後の機会となるだろう。コメントは IASB の公式な再公開プロセスを経て募集されるが、5 つの主要な領域に限定される見通しである。

この最終基準書の内容についての観点からは、9 月 24 日に開催された IASB と FASB の合同会議で、待望の経過措置に関する要求事項が承認されている。特に、将来の IFRS および米国会計基準で会計上の利益の主たる源泉となる、移行日において有

効な保険契約に係る残余または単一マージンを修正再表示するための実務上の簡便法についての検討が行われている。この論点は、特に生命保険会社について重要である。

最後に、10 月 17 日に開催された IASB および FASB の合同会議で、包括利益計算書で保険料および保険金の表示方法に関連して、将来業績の指標として優れており、他の業種の収益認識とより整合的であるという理由から、「経過保険料」の表示が選択され、承認された。

### 新しい基準書の適用に向けたロードマップが設定される (IASB)

これはおそらく、10 月 19 日の IASB 会議で最も期待された部分であろう。将来の発効日を示唆することで、保険者がこの数ヶ月間晒されていたスケジュールの不確実性十分に対応することができたからである。

スタッフは、最終基準書を 2014 年より前に公表することを予定していないことを示唆した。通常、IASB は、財務諸表作成者が新しい要求事項へ移行するため準備期間として、基準書の公表日とその強制発効日との間に少なくとも 18 ヶ月の期間を設けている。しかしながら、新しい保険契約の会計基準の要求事項の複雑性や、要求されるデータ量やその追跡が要求されることから、スタッフは 18 ヶ月では十分ではないと感じていた。2010 年の公開草案 (ED) に対しては、主に見積りと前提条件の更新を既に適用している法域の関係者からは 2~3 年で実行可能というコメントが寄せられた一方で、それ以外の関係者からは基準書の公表日と適用日の間に 3 年以上の期間を求めるコメントがあった。

スタッフは、エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU) がデロイトに代わって実施したデロイト・グローバル・IFRS・インシュランス・サーベイの調査結果について言及した。世界中各国で事業を展開している保険会社の 200 を超える上級財務責任者に対する調査によれば、回答者の概ね半分が、新基準書への移行にその公表後 3 年を要すると見込んでおり、21% が 4 年を要すると見込んでいる。

こうしたすべての情報に基づき、スタッフは、最終基準書の公表と強制発効日の間には少なくとも丸 3 年が必要と提案した。これによれば、最も早い場合、発効日は 2017 年となる。しかしながら、スタッフは、最終基準書が 2014 年のどの時点で公表されるかによって、発効日が 2018 年にずれ込む可能性があることを認めている。

スタッフは、また、強制発効日に最終基準書を適用する企業が、比較情報を修正再表示しなければならないことと、早期適用が認められるべきであることを提案した。

このセッションで用いられたスタッフペーパー 10E では、スタッフは当初、早期適用の場合は比較情報の修正再表示を要求しないことを提案していた。保険契約の基準書の修正再表示をしても、IFRS 第 9 号を早期適用しなければ、比較可能な結果をもたらさないためである。しかしながら、そのペーパーの公表後および当該 IASB 会議の冒頭で、スタッフは上記の提案を取り下げた。保険業界の財務報告に大きな変化が生じる移行期において、比較可能性のある財務諸表を作成するためには、比較情報の修正再表示が必須であると後になって確信したからである。したがってスタッフは、IFRS 第 4 号では、早期適用の場合も含めて常に比較情報の修正再表示を要求すべきと提案した。

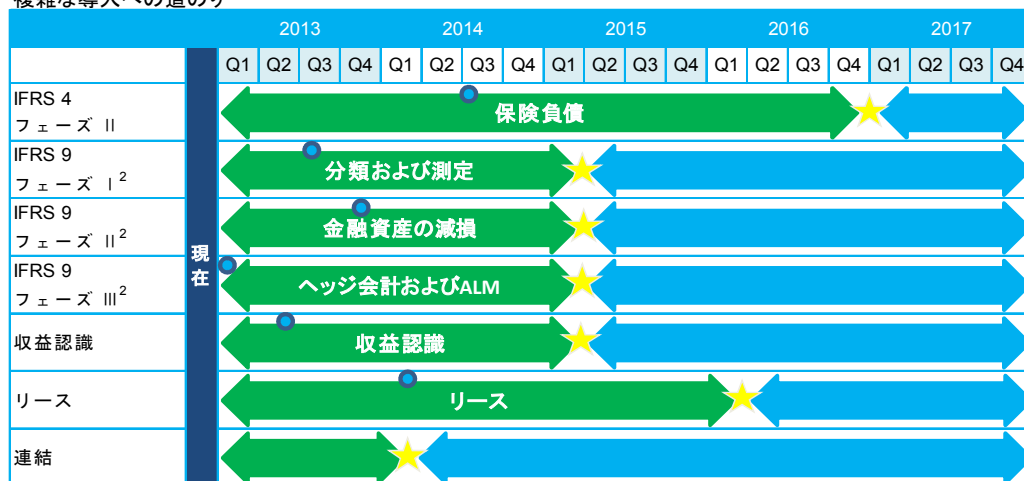
想定されたとおり、このスタッフ提案に対する IASB の審議は特に活発なものだった。多くの IASB 理事が、IFRS 第 9 号と IFRS 第 4 号の適用時期が揃わないことに対して遺憾の意を示した。一方で議長を含む多くの理事は、できるだけ早く IFRS 第 4 号が適用されることを望み、暫定決定事項に「少なくとも 3 年」という表現を含めることで自分たちが縛られることは避けたいと考えていた。代わりに彼らは、移行時のために多くの時間認められ、それは概ね 3 年間である、というような柔らかな表現を選好した(しかしながら中には 2 年で十分であるという理事もいた)。

ある理事は、IFRS 第 9 号と適用日が揃わないことと

早期適用オプションの提案の双方に反対した。強制発効日まで待つことを選択した保険会社に対して、投資家に対して何かを隠していることをほめかしているかのようなプレッシャーをかけることになるためである。また、早期適用を認めることは強制発効日を過ぎるまでの間、企業間の比較可能性を低下させることになるためである。他の理事は、今まさに世界中の保険会社の比較可能性が存在しない状況であり、上記のような懸念を支持することは難しいと反論した。議長は、「限られた期間において多少比較可能性が低下するとしても、新しい IFRS 第 4 号をできるだけ早く適用できることが作成者にとって最重要の事項である。」と述べた。

IASB は、「公表日から少なくとも 3 年間」という表現を「概ね 3 年間」またはこれに似た表現に修正することを条件として、12 対 2 でスタッフ提案(会議の場において口頭で説明のあった、すべての場合に比較情報を修正再表示する要求事項を含む)に賛成した。上記の表現に修正することにより、IASB は、スタッフペーパーに示されたすべての状況において新しい IFRS 第 4 号を実務上可能な限り早く発効させることができる。

今後3年間で出現する新基準書  
複雑な導入への道のり



- 予想される新基準書の公表日
- ★ 予想される発効日
- (緑) 導入準備期間
- (青) 通常適用

Notes

- 表示されたIFRSスケジュールは、IASBによって確認されていない。
- IFRS 9 フェーズ I - 分類および測定、IFRS 9 フェーズ II - 償却原価および金融資産の減損、IFRS 9 フェーズ III - ヘッジ会計 (マクロ・ヘッジを除く)。
- 保険者がIASBにより発行されたIFRSに従う場合(例えばニューヨーク証券取引所に上場している場合は、新しい連結ルール[注]が2013年1月1日から適用される。欧州議会により承認されたIFRSに従う場合は、2014年1月1日から適用される。  
(訳者注：IFRS第10号、第11号、第12号、修正IAS第27号および修正IAS第28号)

開始財政状態計算書における経過措置

残余・単一マージンの修正再表示(合同会議-コンバージェンスを達成)

経過措置の論点についての両審議会の決定事項には、会計上の利益の認識に与える影響の大きさから、強い期待が寄せられた。特に長期のカバー期間を有する契約を取り扱う保険者にとって影響は大きい。この審議は9月24日に行われた。

EDの提案は、移行時にマージンを認識しないことを強制するものであった。マージンは契約開始時のみ算定されるものであり、遡及的に算定することは主観的過ぎて難しいというのがその理由である。特に、マージンの算定は契約開始時のポートフォリオに基づいた前提条件を必要とし、そのポートフォリオは、IFRS 移行時点で有効な契約のポートフォリオとは異なる可能性がある。当初のEDの提案に対して大多数の関係者から寄せられた圧倒的に多くの意見で明確に強調されていた懸念は、未経過の

カバー期間について従前の会計方針で繰延べられた利益が包括利益計算書に認識されることがなく、財務諸表での経済的実態の表示を歪めることになるという点であった。

また両審議会は、マージンについての見方を、「単なる会計上のバランス項目」から「保険者が発行した保険契約のポートフォリオの下で義務を履行するにつれて移得する将来利益の測定値」へと変移させている。この裏付けとして、IASBは、将来キャッシュ・フローの見積りの変動に対して残余マージンをアンロックすることを暫定的に決定している。

両審議会はこれらの事実により、上記の関係者の懸念を受け入れ、マージンの修正再表示と共に、実務上不可能な場合を除いて移行時に完全遡及適用を求めるに至った。両審議会は、また、修正再表示を行うための実務上の簡便法を示す規範的な指針にも同意した。

保険者に要求される労力は徹底的であることまでは求められないが、過去の期間について移行時点で合理的に入手可能なすべての客観的な情報を考慮することを条件として、詳細な契約一件単位の修正再表示が不可能な期間についても遡及的に新しい会計原則を適用するということが想定されている。

特に両審議会は、表示される最も早い期間の期首時点の会計処理に関する以下のスタッフ提案を承認した。

- i. 保険契約負債の測定についての両審議会のこれまでの暫定決定事項に従い、履行キャッシュ・フローの現在価値を測定しなければならない。
- ii. 新契約費についての両審議会のこれまでの暫定決定事項に従って新契約費を会計処理し、また、既存の繰延新契約費の残高の認識を中止しなければならない。
- iii. 実務上不可能でない限り、すべての過去の期間に新しい会計方針を遡及適用して残余・単一マージンを算定しなければならない。

これらの限定的な要求事項は、以下のシナリオでのみ軽減される。

1. すべての過去の期間に遡及的に会計方針の変更を適用することによる累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合、遡及適用が実務上可能な最も早い期間の期首から将来に向けて新しい会計方針を適用することが要求される(すなわち、実務上可能なところで遡及的に適用される)。
2. 客観的な情報だけに基づかない重要な見積りが必要となるために、遡及適用が通常は実務上不可能とみなされる期間より以前の期間については、合理的に入手可能なすべての客観的な情報を考慮したうえで新しい会計基準書を遡及適用してマージンを見積らなければならない。この場合、客観的な情報を入手するために徹底的に労力をかける必要はない。
3. 他の理由で新しい会計方針を遡及的に適用することが実務上不可能な場合、上記 1 および 2 のアプローチでの遡及適用について制約

が生じる状況に関する一般的な要求事項(米国会計基準の ASC Topic 250-10、IFRS の IAS 第 8 号)を適用しなければならない。

上記に加えて、以下の場合に開示項目を追加することが暫定的に決定された。

- (a) 完全遡及適用が実務上不可能な場合、遡及適用が実務上可能となる最も早い日。
- (b) 実務上可能となる最も早い日時点で有効な保険契約に係る予想残存マージンを見積るために用いた方法。客観的な情報をどの程度用いたかと非客観的な情報をどの程度用いたかを別個に開示する。
- (c) ロックイン割引率を遡及的に算定するために用いた方法と前提条件(この要求事項に関する詳細は後述)。

#### 2010 年のデロイトのコメントレターからの抜粋

ED で提案されている経過措置に関する条項は、残余マージンがまったく会計処理されないことから、我々が提案する残余マージンを再較正させる会計モデルとは整合していない。我々は、IAS 第 8 号による完全遡及適用には巨額のコストを要する点で IASB に同意する。しかしながら、我々は、移行日時点で有効な契約の残余マージンをゼロとすることは、有効なポートフォリオの基礎となる経済性(収益性)を忠実に表現しないと考えている。

我々が提案する再較正モデルおよび移行時の残余マージンに与える影響について ED で提案されているモデルとの対比で IASB とより詳細に議論する機会が得られれば幸いである。IASB が我々のモデルを採用することになれば、我々は、幅広い保険契約についてこのモデルを適用することができるかどうかを確かめるためにフィールドテストを実施することを強く提案する。

#### 移行時の割引率(合同会議—コンバージェンスを達成)

財政状態計算書上の負債を測定するために、負債の性質を反映する現在の割引率を使用することが要求される。その見積りのためにいくつかのアプローチが、具体的には「トップダウン」または「ボトムア

「アップ」アプローチが認められている。しかしながら包括利益計算書上では、割引率は契約開始時にロックインされ、現在の市場金利による変動はその他の包括利益で会計処理される(OCIによる解決策)。9月24日開催の会議のため審議会が招集され、新しい基準書の完全遡及適用の達成に必要な過去数年間の割引率を見積る方法を決定した。

両審議会は以下のようないくつかの選択肢を審議した。

- 1) 移行時に観察可能な現在の割引率を用いる。
- 2) 既存の会計基準ですでに用いられている割引率を用いる。
- 3) 過去の期間それぞれに観察される金利に基づき、新しい基準書に従って割引率の幅を算定する

完全遡及適用と最も整合的なため、最後の選択肢が選好された。両審議会は全員一致でこれを承認した。

観察可能なデータが存在しないという困難な状況に対処するため、両審議会は、割引率を遡及的に算定する際に適用される特定の指針について、暫定的に合意した。

1. 少なくとも移行日前の直近3年間について、割引率のイールドカーブを基準書に従って計算し、市場で観察可能なイールドカーブ(例えば、AA格の企業の社債のイールドカーブ)を決定する。市場で観察可能なイールドカーブが存在しない場合、計算された割引率と最も近似する市場で観察可能なイールドカーブとの間の差異(すなわち、金利スプレッドの調整)を算定する。
2. 遡及期間中の各年度についてのイールドカーブ(必要に応じて、スプレッドを加減する)を算定するため、同一の市場で観察可能な参照点を用いる(すなわち、各年度におけるAA格の企業の社債のイールドカーブ)。
3. 割引率の付利について、利息費用を認識するため、上記で算定されたイールドカーブを用いる。
4. これらのイールドカーブと移行日に算定された割引率のイールドカーブとの差額の累積的影響額を、OCI累積額に計上する。

## 金融商品と保険負債—適用日の相互関係 (FASB および IASB)

### FASB の審議

10月15日に開催されたFASBの会議では、金融商品に関する新しい米国会計基準が保険契約に関する新しい基準と適用が同時ではないという事実について検討された。このため、スタッフは、金融商品に関する新しい会計基準が保険契約に関する会計基準よりも前に適用されると仮定して、保険者がどのように金融資産の指定を行うかについて、明確にしようとした。金融資産の再指定は企業がそのビジネスモデルを変更する状況に限定され、またそのような変更は稀であると想定されている。しかしながらスタッフは、保険契約の報告モデルの変更の結果として、また会計上のミスマッチを軽減するための努力の中で、保険者が資産と負債のマッチングに関する意図を変える可能性がある状況に言及した。

FASBは、新しい保険契約の指針を最初に適用する際、保険者が、初度適用の時点で有効な関連する金融商品の指針を適用したものと仮定し、金融資産を分類することを容認すべきことに暫定的に同意した。このアプローチの影響は、保険者の財務諸表の中で、会計方針の変更として報告されなければならない。

FASBは、また、保険契約の指針を最初に適用する際にその時点で有効な関連する金融商品の指針を適用していたかのように指定・分類できる金融商品は、法人または内部規定により保険ビジネスに指定されている金融資産に限定されるべきことについて、暫定的に同意した。

### IASB の審議

IASBは10月19日の会議で、移行時の要求事項と、その要求事項とIFRS第9号の発効日との相互関係について審議した。前述のとおり、IFRS第9号の発効日は2015年1月1日に開始する事業年度かその後の事業年度と見込まれている。しかしながらスタッフは、IFRS第4号の最終版の発効日をIFRS第9号と揃えることができないと見込んでおり、企業が金融商品についてIFRS第9号を先に適用しなければならず、その後保険契約の最終基準書を適用することになる可能性が現実味を帯びている。この2つの基準書は生じる会計上のミスマッチを軽減する観点をもって開発されており、移行時にこれらの論点についてどのように対処するかを審議する必要があった。

スタッフペーパー10Cでは、移行時、IFRSの初度適用またはIFRSでの金融資産の当初認識時に適用される、金融資産の分類についての新しい要求事項がIFRS第9号に導入されることが説明された。



その後は、ビジネスモデルが変更された場合にのみ金融資産を再指定することができる。さらに、IFRS 第9号では、当初認識時あるいは移行時において、会計上のミスマッチを除去または著しく軽減する場合に限り、金融資産を FVTPL (公正価値で測定して差額を損益とする方法) として取消不能な指定を行うことが認められている。その後 IFRS 第4号に移行する場合、金融資産を再指定することができなければ、新たな会計上のミスマッチを生じさせる可能性がある。同じく、以前にあった会計上のミスマッチがなくなり、FVTPL への指定がもはや正当化されなくなる可能性もある。したがって、スタッフは、以下の場合を除き、IFRS 第4号の適用時に、保険者に対して、IFRS 第9号の再分類の指針に従うことを要求することを提案した。

1. 保険者が、公正価値オプションの下で適格な金融資産を指定することを許容される場合。これは、提案されている新しい保険契約の会計基準書の適用により、新しい会計上のミスマッチが発生する状況において認められる。
2. 保険者が、公正価値オプションの下での以前の指定を取り消すことが要求される場合。これは、提案されている新しい保険契約の会計基準書の適用により、会計上のミスマッチがもはや存在しなくなる状況において認められる。
3. IFRS 第9号の早期適用に続き、売買目的でない一部または全部の資本性金融商品の公正価値の変動を OCI で表示することを新たに選択することが許容される場合か、該当する場合には以前の選択を取り消すことが許容される場合。

スタッフは IASB に対して、有配当契約については、負債の関連する構成要素はその関連する資産の取り扱いとミラーになり、新しいミスマッチの発生は回避されることをあらためて注意喚起した。

1人の理事が、IFRS 第4号における「保険者」の定義だと、発行する保険契約の数量に関係なくあらゆる企業に再指定を認めることになり、それにより、発行する保険契約がごく少ない企業に対しても IFRS 第9号の分類規定の再検討の機会を生じさせることにならないかどうかについて、質問した。スタッフは、財務数値が新しい保険契約基準の影響を受ける企業に適用されるよう、表現を修正することに同意した。

他の IASB 理事が、IFRS 第4号に移行するときに生じる可能性のあるビジネスモデルの変更の結果として生じる IFRS 第9号の分類の変更が、再分類

として取り扱われるべきか、または遡及的に適用することが認められるべきか、という疑問を呈した。スタッフは、両基準の発効日が異なるため、IFRS 第9号の初度適用以後に生じるビジネスモデルのあらゆる変更は、IFRS 第9号で将来に向かって会計処理されることになることを確認した。IASB の複数の理事は、FASB が、IFRS 第9号が IFRS 第4号と同時に初度適用されたかのように、保険者が金融資産を償却原価、FVTPL または FVTOCI に分類することを許容することを暫定的に決定した、と述べた。FASB のアプローチでは、保険者は、IASB が提案するような再分類要件ではなく、初度適用であるかのように金融商品の会計基準の分類要件を適用することができる。この相違を認識しつつも、IASB 理事はスタッフ提案を全員一致で承認した。

### IASB の経過措置—付随論点 (IASB)

10月19日の会議で IASB は、移行時の残余マージンを算定する際、将来キャッシュ・フローの見積りの変動と実績調整をどのように取り扱うかについても審議した(スタッフペーパー10D)。

IASB は、将来予想キャッシュ・フローの変動に対して残余マージンを将来に向けてアンロックすることについて以前の会議で同意していた一方で、9月の会議では、移行時の残余マージンを遡及的に修正再表示することについて同意した。スタッフは、実績調整と予想キャッシュ・フローの変動を過去の各決算期に遡及的に見積ることが保険者にとって非常に難しいことを認識しており、以下のような後知恵の利点を使用することを保険者に認めることを提案した。すなわち後知恵とは、当初認識時と表示される最も早い期間の期首との間に生じたキャッシュ・フローの見積りのあらゆる変動が、当初認識時にすでに既知のものであったと仮定することである。

IASB は、上記の取扱いが実務上の簡便法であることに同意した。1人の理事が、利用可能な情報が無い場合に自己資本利益率を参照して残余マージンを見積ることができることを示唆する指針があるが、これは適切な代替案ではないため取り除くよう依頼した。これはスタッフにより了解された。IASB は全員一致でスタッフ提案を承認した。

IFRS 第4号の初度適用に関連して、IASB は、同一の移行時の要求事項を IFRS 初度適用企業にも適用することを暫定的に決定した。

最後に IASB は、再指定の指針が、保険者が保有

する投資不動産や固定資産についても必要となるかどうかを検討した。IAS 第40号とIAS 第16号は、このような資産を公正価値測定区分に指定することを認めており、また、財務報告基準の信頼性と目的適合性を高めることになるのであれば、IAS 第8号の適用を通じて、取得原価と公正価値の会計方針の切り替えを認めている。したがってIASBは、追加の指針の作成を不要とすることに同意した。

### 契約のカバー期間前に発生した新契約費の会計処理(合同会議-コンバージェンスを達成)

両審議会は、カバー期間前の新契約費の認識について、以下の4つの選択肢を検討した。

1. 関連するカバー期間が始まるまで認識しない。したがって、カバー期間の開始時に、それ以前に認識したすべての費用を戻入れる。
2. その発生時に費用として認識する。しかしこの場合、カバー期間の開始前後に発生した費用の取扱いが異なることになる。
3. 前払費用資産として認識する。その後、カバー期間の開始時に認識を中止し、カバー期間の開始後に発生した他の新契約費と整合的に取り扱う。
4. 契約ポートフォリオに係る保険契約の一部として発生時に認識する。その契約はカバー期間の開始時に認識されることになる。

両審議会の理事は以下2点の事実を検討した。すなわち、「保険者は現行では新契約費を契約一件レベルでは管理していないこと」と「他の決定事項において新契約費については会計単位をポートフォリオレベルとする(FASBは契約獲得に至った労力に限定)としていること」である。上記3の選択肢は、理論的には収まりがよいが、カバー期間開始時に確実に認識を中止するようにするために一件ごとの契約に係る新契約費を追跡する必要があり、ほとんど便益がないのに多大な財務諸表作成費用を作成者に課すことになる。したがって両審議会は、スタッフ提案のうち上記4の選択肢に全員一致で投票した。すなわち、契約のポートフォリオに係る保険負債の一部として発生したカバー期間開始前の新契約費を認識し、その契約はカバー期間の開始時に認識されることになる。

これは、保険カバーの開始時に発生した新契約費についての両審議会の以前の暫定決定事項とも整合する。

### 単一マージンをアンロックしないことの決定と、IFRSのアプローチとの乖離(FASB)

9月5日の会議でFASBは、単一マージンをアンロックする可能性について審議するためのセッションを開催した。この論点についてコンバージェンスされた決定事項には至らなかった。

理事は、単一マージンをアンロックせず、実際キャッシュ・フローまたは将来予想キャッシュ・フローの変動は即時に包括利益計算書に反映することを全員一致で決定した。保険者が契約のポートフォリオを不利であると判定する場合、追加の負債が認識され、これに対応してマージンの残額が除去・相殺される。この追加の負債は、将来の保険金支払および関連する決済・維持費用の現在価値から、将来のグロス保険料の現在価値を差し引き、さらにすでに認識されている保険契約負債を差し引いた残額として測定される。追加の負債がマージン残額を超過する場合、その超過額について費用が認識される。不利な契約について追加の負債と相殺された単一マージンは、それ以降の戻入を行うことはできない。

#### デロイトコメントレター2010からの抜粋

最終基準書では、ポートフォリオが不利な場合、残余マージンの残額の全部または一部(必要な範囲で)を損益に解放しなければならないことも要求すべきである。

### 保険契約についてのIASB再公開草案(IASB)

9月26日開催のIASB会議では、次のマイルストーンとなる文書の内容と時期について議論された。

IASBメンバーは、修正版スタッフ・ドラフト(レビュー・ドラフト)を公表するか、またはIFRS草案を再公開し意見募集を行うかという選択に直面した。レビュー・ドラフトは、最終IFRSのより迅速な起草のために、コメント期限を設けずいかなる質問も提示しない。しかしながらED公表以降のIASB暫定決定による重要な変更が、レビュー・ドラフトの発行を正当化し得るほどに十分に(各関係者の)コメントにさらされてきたかどうか为主要な懸案事項であった。スタッフは、フィールドテストや保険ワーキング・グループとの業務を含む、広範なアウトリーチ活動の実施によ

り、さまざまなトピックについての結論のサマリーをコメントのために提供してきた。ED からの変更のいくつかは既存の原則を明確にするものであり、ED コメントに対応したものと見ることができる。

スタッフは、4 つの領域を(訳者注:ED からの)重要な修正と見なし、再公開草案を出す場合にはそれらにターゲットを絞った質問をすべきものとした。これらは、有配当契約についての会計処理、包括利益計算書における保険料の表示(投資要素の分解表示)、残余マーゼンのアンロックおよび割引率の変動に対する「OCIによる解決策」である。

議論の中で、保険プロジェクトは 15 年間継続しており、IASB は可能な限り早期に基準書を発行する必要があるとの一部の意見があった。再公開草案が選択されたならば、多くの論点に再び異議が提示され、プロジェクト全体が失敗するリスクへの懸念がある。広範なアウトリーチ活動を伴うレビュー・ドラフトであればデュー・プロセスとして十分であると思われた。その他の IASB 理事の多くは異なる見解であり、最初の公開草案からの重要な変更に関する質問事項を絞った限定された再公開草案が必要であると考えていた。

投票において、IASB はすべての適切なデュー・プロセスは踏襲されたことを確認し、スタッフの識別した 4 つのトピックに経過措置を加えた、以下の 5 つの領域に質問事項を限定した保険契約についての再公開草案を公表することを決定した。

1. 「ミラーリング・アプローチ」により会計処理する有配当契約
2. 投資要素の分解表示を含む、包括利益計算書における保険料の表示
3. 将来キャッシュ・フローの見積りの変更に対する残余マーゼンのアンロック
4. 割引率の変動に対するその他の包括利益(OCI)の利用
5. 経過措置

ハンス・フーガーホースト IASB 議長は、限定された再公開草案のプロセスにおいては回答者が既に決定し十分に議論された論点を再考しないことが必要であると強調し、このコンサルテーションの最終段階で IASB は他の論点についてのコメントを求めていることを公開草案の中で明らかにするように求めた。

## 残余マーゼンへの利息の付加(IASB)

IASB は 9 月 26 日に残余マーゼンに利息を付加する以前の暫定決定を再検討し、教育セッションと意思決定セッションの開催に至った

スタッフは、保険負債のすべての構成要素が同一の現在価値ベースで計算されていることを確かなものとするために、残余マーゼンに利息が付されるべきとした ED の提案を確認することを提案した。

スタッフは、利息の付加の有無により財務諸表への累積的な影響の差異はないが、報告される利益の計上パターンは異なることを指摘した。教育セッションにおいては、一部の理事から、利息の付加は概念的には正当化されるが、測定モデルを不必要に複雑化するものであり投資家が好まない可能性があるとの指摘があった。一部の理事はより多くの複雑性は残余マーゼンのアンロックに起因するとの指摘があった一方、利息の付加は残余マーゼンの計算方法の自然な帰結であるとする理事もいた。

審議の概要は、ED の中では残余マーゼンは単なる初日の残余でしかなかったが、今や IASB は残余マーゼンを将来キャッシュ・フローの見積りの変動による収益性や業績の変動と結びつけた測定モデルの一つの要素に発展させたことから、貨幣の時間価値を反映させることを要求すべきであるというものであった。実行の困難性に対する懸念に対し、スタッフは合理的な費用で実行可能であることがアウトリーチ活動により確認されているとコメントした。

利息の付加は適用利率の検討なしに議論し得ない。スタッフは、契約の当初認識時に決定された利率を継続適用することを提案した。ロックイン利率を用いることが付利プロセスをより容易にするとする理事もいれば、潜在的に混乱しやすくまた保険者の基本となる業績を反映しないと考えられることから、その有用性を疑問視する理事もいた。また、他の保険負債の測定と同様の方法で、契約の測定は現在時点とし「ロックイン」利率との相違を OCI に反映させることを望む理事もいた。しかし、スタッフと他の IASB 理事たちは、ロックイン利率での付利は保険者の契約当初のプライシングにおける予想と関連するものであるため、有用な情報を提供すると主張した。将来キャッシュ・フローの予想は常に現在時点のものであるが、現在時点の利息の付加の必要はない。

IASB は、利息の付加およびロックイン利率の使用の両方ともに、10 票の過半でスタッフの提案を承認



した。FASB はまだ利息の付加の論点を議論しているが、利息を付加しない方向に傾斜しているように見受けられる。両審議会の間の変更なる相違につながるかもしれない。

#### 2010年のデロイトのコメントレターからの抜粋

カバー期間と支払査定期間を合わせた期間にわたり残余マージンを解放するという、我々が提案する会計モデルでは、残余マージンに利息を付加することに同意しない。そのような付利は、保険者の財務諸表の目的適合性に何らの実質的な便益ももたらさないだろう。

## IFRSの開示パッケージ (IASB)

スタッフは「開示パッケージ」全体を両審議会の承認のために提示した。このパッケージには残余マージン、OCIによる解決策および有配当契約は含まれない。各ビルディング・ブロックの動きを表す保険契約負債と保険契約資産の追加の調整表が、仮定の変更を反映する有効な方法であると言及された教育セッションにおいて、開示に関する最初の協議が行われた。理事はスタッフ提案について最低限の議論を行い、以下の事項を保険者に開示させることを含むスタッフの開示パッケージに関する提案を承認した。

1. 契約の修正、転換または認識の中止から生じる利益または損失
2. カバー期間前に認識された不利な契約負債に関する情報、履行キャッシュ・フローの期待現在価値、リスク調整および残余マージンを含む、保険契約負債と資産の帳簿価額の期首から期末までの調整表
3. 関係する契約の帳簿価額との関係を強調する方法で開示される要求払の金額

IASBは、帳簿価額の調整表の開示において要求される分離表示のレベルに関するより詳細なガイダンスを追加しないことを暫定的に決定した。IASBは開示要求を満たすために必要な程度の開示水準のみを要求しており、過度に集約されている情報または重要でない詳細な情報を開示することにより意味を不明瞭にしないようにすることを決定した。

スタッフ提案事項の一つは、教育セッションと意思決定セッションの双方で激しい議論を引き起こした資

本規制に関する開示であった。スタッフは保険者が規制に従い保有すべき資本の額を開示することを提案した。企業はIFRSに従った資本の額およびグループ単位と個々の法域の双方で算定される規制資本の額を開示することになる。スタッフ提案は、IFRSに従った資本と規制に従った資本の差異をその影響とともに説明することについて保険者に要求するものである。この開示によって透明性が追加されると考える理事がいた一方で、このような開示は非常に厄介であり、業界特有であり、他の金融機関に要求される開示を超えていると考える理事もいた。IASBはこの提案に関して変更の検討は行わないことを決定した。

IASBは、保険金支払の金額および時期の不確実性が、通常1年以内に完全に解消されない契約に関するEDの89項で提案された開示を削除することについても暫定的に決定した。

## 新たにコンバージェンスされた複雑な表示要求(合同会議—コンバージェンスを達成)

### 準備セッション—FASB

10月3日に開催されたFASB単独の会議で、保険者が対価の額を各期の保険要素に配分することを暫定的に決定した。これにより包括利益計算書において、その期に保険契約者の勘定に課される保証コスト(cost of insurance: COI)およびその他の費用に相当する額が保険料として認識されることになる。この金額は、対価の総額から、もしあればその期間に投資要素に配分された金額(従って包括利益計算書において表示される保険料から控除される金額)を控除することにより計算される。各期の投資要素に配分される対価の金額は下記の計算により決定できるかもしれない。

+ / - その期間の解約返戻金の増加額(減少額)  
(または解約等により保険契約者に権利が生じる他の勘定残高)

+ 解約返戻金の金額

+ 支払われる死亡保険金に含まれる解約返戻金

- 負債に付利された利息

= 投資要素に配分される対価

この決定は過半数ぎりぎりの4対3で承認された。

FASB はこの決定については、経過保険料の認識方法に関するまだ決定していない事項と関連させて後日再検討するかもしれないと述べた。

#### 準備セッション－IASB

IASB は 10 月 17 日の合同セッションで取り上げられるペーパーについて 10 月 15 日に議論した。それらのペーパーでは、単に包括利益計算書上の表示のためだけに、保険料、保険金および給付金の金額を保険者がどのように決定すべきかについて説明されている。そこではビルディング・ブロック・アプローチを使用して会計処理される契約のみにそれらの要求を適用することも記載された。スタッフは 2012 年 6 月の教育セッションで IASB と FASB により検討された以下の異なる表示について再検討を行った。

- ・ ED で提案された要約マージンアプローチ
- ・ 新しく考案された経過保険料アプローチ
- ・ 収入保険料アプローチ
- ・ 期日到来保険料アプローチ

スタッフはそれぞれの方法において長所および短所があることを認識したが、結局スタッフは経過保険料アプローチを提案することとした。それにより、保険者が各期に提供した保険カバーおよびその他のサービスの価値に応じて保険料は各会計期間に配分され、保険金は発生した期間に費用として表示される。そのペーパーでは、この方法と他の方法は利益の認識における以前の暫定合意に対して影響を及ぼさないこと、およびこれらの方法は単に保険契約から収益と費用のラインを損益計算書上に移動させることを要求するものであることについても明確にされた。

このセッションの 2 日後の意思決定セッションで結論を出すことが見込まれたため、収入保険料アプローチは支持されなかった。

同様に期日到来保険料アプローチも肯定的なコメントは得られなかった。主な反論は収益認識基準の原則と一致しないとのことであった。一部の理事は、このアプローチは一部の保険会社により現在使用されており、経過保険料アプローチよりも複雑でないとし、ほとんどの例において最終的な結果は経過保険料アプローチと大きく異ならないであろうとの意見を述べた。

その複雑さが認識されていたにもかかわらず、経過保険料アプローチは収益認識基準の表示要件を満

たす最も適切な方法として浮かび上がってきた。特に保険料および保険金から投資要素を控除する要求事項(分解表示)は IASB から圧倒的な支持を受けた。2, 3 名の理事がこの方法は、各ビルディング・ブロックが解放されるにつれてより確実な結果となっていく進行の過程を分解することにより収益を決定するというものであることから、「コストプラス」アプローチと言えるものであるのかについて質問した(収益は基本的には予定キャッシュ・フローを実績調整で調整し、当期のマージン解放額を加算した額である)。しかし「コストプラス」アプローチでは実績調整の影響を反映していないことが言及された。当然のことながら、IASB 理事達の多くは ED の要約マージンアプローチへの継続的な支持を表明し、経過保険料アプローチは財務諸表の利用者に重要で追加的な便益を与えないと感じていた。

#### 収益および費用の表示に関する決定事項

10 月 17 日の合同会議で 10 月 15 日の IASB 単独の教育セッションの 3 つのペーパーで提示された異なる表示の提案について検討された。

ペーパー 2A の最初の提案では両スタッフの提案が割れていた。IASB のスタッフは新しい基準では経過保険料による表示を要求することを提案した。これは、「保険料は各期に保険者が提供した保険カバーの価値に応じて各会計期間に配分され、保険金はその発生時に表示する」ものである。一方、FASB のスタッフは期日到来保険料の表示の使用を提案した。これによって、「保険料は期日到来時点で表示され、同時にその保険料に関連する保険金、給付金 およびマージンを表す費用が表示」される。

10 月 15 日に開催された教育セッションから予想されたように、IASB の過半数はその複雑さを認識しつつも、IASB のスタッフ提案を選好した。IASB は自身の意見について、他の業界での表示との整合性を高めるステップとしてだけでなく、業績についてのよりよい指標であるとして、正当化した。IASB 理事の大多数が ED における要約マージンアプローチを継続して支持した。しかしながらそれは経過保険料による表示についてコンセンサスを得られない場合のバックアッププランとして位置づけられた。

同様の理由で FASB は経過保険料の表示が期日到来保険料の表示よりも望ましいことに同意した。FASB は、経過保険料の表示は収益認識基準で要求される表示とより整合的であり、利用者が要求するボリューム情報の良い代わりとなるとコメントし

た。要約マージンアプローチの支持者は FASB にも見受けられた。この両審議会の少数派は、この方法では業界が求めているボリューム情報の需要に応えることができないことを認めた。

両審議会は経過保険料による表示を嗜好する投票を行った(IASB は 13 対 2 で賛成、FASB は 5 対 2 で賛成)。FSAB はアジェンダペーパー内でのアプローチの記述は規範的に過ぎるとし、スタッフに経過保険料の原則を満たし得る他のアプローチに関する適用ガイダンスを新たに米国会計基準に含めることを検討するよう依頼した。

#### 2010 年のデロイトのコメントレターからの抜粋

我々は、報告期間において販売された契約に関する情報が同時に含まれていれば、保険者の業績の表示はより有用であると考えている。

現在の履行価値モデルでこの目的を達成する方法の一つとしては、残余マージンの当初の較正額の一部要素について、包括利益計算書のトップに別個の科目として表示するというものである。

新契約費の表示の仕方(ペーパー2C)を含む、経過保険料の表示方法(ペーパー2B)の仕組みに関する詳細な論点について議論が続けられた。

その仕組みに関しては、主な提案として、保険金および給付金の契約上の支払と関連しない履行キャッシュ・フローの見積りをどのように用いるかについて焦点が当てられていた。これらの例において、保険者は新基準書において以下に従うことが要求される。

1. 保険料の一部を非保険金の履行費用に充当するために配分しなければならない(すなわち、保険者が保険契約のポートフォリオを履行する上で生じると予想される追加的費用)。
2. これらの費用に充当するために配分された保険料は、これらの費用が残存カバー期間に係る負債から解放されると予想される期間に、保険契約に係る収益に含めなければならない。
3. 費用として計上される額は、当期に実際に発

生した額、または発生保険金に係る負債に追加される額でなければならない。

短時間の審議の後、IASB はこのスタッフ提案を 14 名の同意により承認し、FASB は全員一致で承認した。

新契約費の仕組みについての議論は、FASB と IASB で異なる結論に到達していたため、別々に行われた。2つの異なる提案が提出された。IASB のスタッフは、新契約費に関連するキャッシュ・フローは包括利益計算書の中で保険のカバー期間を通じて表示することを提案した。

保険契約から生じる利益はビルディング・ブロック・アプローチで決定されるものから変化するものではなく、本来の要求は包括利益計算書上の収益と費用に表示するためにビルディング・ブロック・アプローチによる保険負債を単に分解するだけである点に留意が必要である。しかしながら、他のすべての項目とは異なり、保険者は包括利益計算書に表示すべき新契約費の金額を計算する必要があり、それに応じて残余マージンの解放額を調整する必要がある。なぜなら、前者はビルディング・ブロック・アプローチから自然には発生するものではなく、後者は新契約費を控除しないグロスの残余マージンではなく新契約費を控除した実際の残余マージンの残高を使って計算されるからである。

IASB の理事 14 人がスタッフの提案に賛成した。

FASB は、新契約費を保険負債の一部として処理し、マージンの一部として認識し、財政状態計算書において個別表示するか、開示の一部として調整表に含めることを提案した。

FASB は、新契約費は資産として認識されるべきでなく、単一マージンから控除されるべきであるとの考えに同意した。FASB の 5 人の理事は財務諸表において保険負債を 2 行に分けて表示することを選好した。1 行は最善の見積額、もう 1 行は新契約費を控除した単一マージンである。

結論として、両審議会は、新契約費を残余マージン(IASB)または単一マージン(FASB)の提案された配分方法と整合する方法で包括利益計算書において認識するべきであるというスタッフ提案に全員一致で同意した。これは、各報告期間において認識される最終利益の金額に関する暫定合意の不一致が、IASB および FASB のそれぞれの財務諸表表示モ

デルにおいて永続的なものとなることに合意したことになる。これらの根本的な違いに起因する差異を除けば、表示アプローチの議論において新たな不一致が生じていない点には留意が必要である。

## 保険料配分アプローチ(PAA)の割引率 (合同会議—コンバージェンスを達成)

保険料配分アプローチのもと、残存カバーに関する責任準備金は、契約に従い受領した保険料および受領する保険料から新契約費を控除した金額の現在価値により当初測定される。その後、保険事故発生前負債は保険金および給付金が発生すると予想されるタイミングに基づき減少される。割引および利息の付利は重要な財務要素のある契約について要求される。実務上の簡便法として、保険者が契約当初に、保険契約者からの保険料のすべてまたは実質的にすべてを受領する時点と、保険カバーを提供する義務の履行を完了した時点との間の期間が1年以内であると見積もった場合は、保険者は割引または利息の付利を行う必要はない。PAAの適用が適格である契約の多くは実務上の簡便法を適用できる可能性が高い。

スタッフペーパー2Dでは、PAAのもとでの割引および利息の付利に関して議論しており、以下の事項を扱っている。

1. 残存カバーに係る負債の割引および付利について、契約開始時の割引率と現在の割引率のいずれを使用するか
2. 発生保険金に係る負債の保険金および利息費用は、契約の開始時の割引率を使用して表示すべきかまたは保険金が発生した時点の割引率を使用して表示すべきか。当該割引率はこれ以降、損益の表示のためロックインされることになる
3. 不利な契約負債に関する損失および利息費用の表示

IASB および FASB の両スタッフは、PAA において残存カバーに係る負債に利息が付利される場合、または割引される場合、その測定に使用される割引率は契約開始時の割引率とすることを提案した。IASB および FASB の両理事は、契約開始時の割引率を使用するというスタッフの提案を全員一致で承認した。この決定の際に、両審議会はほとんどの契約が実務上の便宜を適用できるため、影響は限定的であると考えた。

その後、スタッフは発生保険金に係る負債を割引く際に使用する割引率について両審議会に承認を求めた。FASB のスタッフは保険金および利息費用は契約開始時の割引率を使用して表示し、その割引率はその後ロックインすることを提案した。一方、IASB のスタッフは保険金発生時の割引率を使用し、その後はその割引率をロックインすることを提案した。

FASB の理事の過半数(出席者7人中6人)は、保険者へのアウトリーチにもとづき保険金発生時の割引率を使用するよりも複雑でないと考えたため、契約開始時の割引率を使用する FASB のスタッフ提案を暫定的に支持した。

一方、IASB の理事の過半数は、契約開始時の割引率よりも有用な情報をもたらす、保険金発生時の市場の状況を反映するため、保険金発生時の割引率を使用するIASBのスタッフ提案を当初支持した。

1名のIASB理事は2008-2009の信用危機の期間を除き、過去2、3年の金利の変動は重要でなかったことから、保険者にとってこの問題は重要となる可能性はないと主張した。そしてこの理由のため、彼は実務上の観点から複雑性がより限定される契約開始時の割引率を支持した。

議論の後、コンバージェンスの達成のため、IASB議長はその議論について再度の投票を求めた。その結果、IASB理事の過半数(13対2)が契約開始時の割引率を使用することを暫定的に承認した。

## 有配当保険契約のミラーリング・アプローチ (合同会議—コンバージェンスを達成)

10月15日の合同会議において、両審議会はミラーリング・アプローチが適用される有配当契約に関する以前の暫定合意について検討した。具体的には、有配当保険契約の「ミラーリング・アプローチ」に関する以前の暫定合意は、会計上のミスマッチを避けるために、裏付資産に関連する義務の一部について、当該裏付資産と同じ測定および表示方法に基づき、測定および表示を行うことを保険者に要求していた。

この目的を達成するため、IASBは保険契約者の配当に関する履行キャッシュ・フローについて、IFRS財務諸表に使用されている、保険契約者の配当の原資となる裏付項目の測定に基づいた測定を要求することを決定した。IASBは、また、「ミラーリングさ



れている」保険負債の変動を、関連する資産の変動の表示と整合するように、損益またはその他の包括利益に表示することについても決定した。

FASB は「ミラーリング・アプローチ」を異なる方法により導入することを決定した。まず、ミラーリング・アプローチの適用を業績連動型有配当契約に係る負債に限定した。さらに、その契約義務はビルディング・ブロック・アプローチを使用して測定し、会計上のミスマッチについて調整することを要求した。会計上のミスマッチは、契約義務と財政状態計算書上の裏付資産の測定額との期間的差異を表すもので、保険契約の境界線の範囲内において解消することが予想される。IASB と同様、FASB も裏付項目と同じ方法で、負債の変動を包括利益計算書に表示することを要求した。FASB は業績連動型有配当契約を定義していないが、IASB の決定より契約の範囲は狭いものと予想している。

両審議会は、また、有配当契約から生じるキャッシュ・フローの割引率は裏付資産の運用成果によるキャッシュ・フローへの依存を反映するべきであり、現在または将来の保険契約者に支払われるかどうかにかかわらず、当該キャッシュ・フローは現在の契約から生ずる保証要素と裁量権の要素の双方を含むことについても、過去に合意している。

上記に記載した差異のため、IASB の暫定合意に従った場合には「ミラーリング・アプローチ」が要求されるが、FASB の暫定合意に従った場合には異なる状況が生じることとなる。保険者はスタッフペーパーに記載されているように、そのような状況が生じる例を認識しそのペーパーに従って会計処理する必要がある。

IASB スタッフは両審議会に、「ミラーリング・アプローチ」が適用される場合、保険契約の変動(割引率の変動による影響を含む)を包括利益計算書上でどのように表示するのかについてさらに明確にする必要があるかどうかについて質問した。IASB および FASB の理事は全員一致でさらに明確にする必要はない方に投票した。

しかし基準書の文言をドラフトする際に、「ミラーリング・アプローチ」は「OCI による解決策」を含む他のすべてのアプローチよりも優先されると明確に言及する必要があると一部の理事は述べた。

FASB は、その狭い定義のため「ミラーリング・アプローチ」が適用されない場合の会計上の取扱いを決

定すること、およびそのような場合、有配当性の裏付資産が公正価値で測定され、その変動が損益に計上される場合、割引率の変動は損益で表示すべきであることを決定するよう求められた。FASB 理事達は全員一致でスタッフ提案に同意する投票を行った。

## 裁量権のある有配当性を含む金融商品 (IASB)

2012年2月の会議でIASBは裁量権のある有配当性(DPF)を含む金融商品をIFRS第4号の適用範囲に含めるEDの提案を再確認した。ただし、これは保険会社によって発行された金融商品のみに限定される。一方、FASBはそれらを金融商品基準の適用範囲に含めることを暫定決定した。

10月19日に開催されたIASBの単独会議では、有配当保険契約について言及しているペーパー10Aに記載されたドラフトを使用し、これをDPFを含む金融商品に適用することが決定された。明確化が必要な主な領域は、契約の境界線であった。IASBは保険契約の境界線を「契約が保険契約者に実質的な権利を付与しなくなった時点」と再定義した。DPFを含む金融商品に同様の基本原則を適用し、スタッフはまず、DPFを含む金融商品の契約の境界線は契約が契約の保有者に実質的な権利を付与しなくなった時点であると提案した。これは以下の場合に生じる。

- ・ 契約の保有者がDPFから生じる便益を受取る契約上の権利をもちやしない場合
- ・ 請求される保険料により契約の保有者に付与される便益が、まだ契約の保有者となっていない者に同一条件の下で付与される便益と実質的に同一である場合

次に、スタッフは「企業は、金融商品の契約条項の当事者になった場合、かつその場合にのみ」(IFRS第9号3.1.1項)、保険者はDPFを含む金融商品を認識しなければならないと提案した。

IASBの理事は、このことは、EDで提案されたような保険契約がサインされた日付からではなく、カバー期間の開始時(すなわち、契約開始時)に保険契約を認識するというED公表後の暫定合意と一致することを明確にした。

スタッフはこの点を確認し、IASBはスタッフ提案を

全員一致で承認した。

IASB は DPF を含む金融商品に採用する基準に対するさらなる修正、特に残余マーヅンの配分に関する修正が必要かどうかについても検討した。スタッフは追加の修正は不要であると提案した。特に、提供されるサービスのパターンを最も反映する方法で残余マーヅンの解放を損益に認識するという ED 公表後の暫定合意は、特別なガイダンスがなくとも、DPF を含む金融商品にも同様に適用すべきである。審議中、一部の IASB の理事は、管理している資産の公正価値に基づきマーヅンが解放される ED のガイダンスに関しては、その適用時期および適用方法に関して潜在的に混乱が生じていることから、これが削除されることを歓迎した。同様に、スタッフペーパーではアンバンドリングのガイダンスに関して修正しないことが提案された。明確な投資要素のアンバンドリングおよび明確でない投資要素をボリューム情報から除外することは、DPF を含む保険契約と類似の方法で DPF を含む金融商品にも適用されるべきである。

IASB の理事達は全員一致でスタッフの分析に同意した。

## 次のステップ

当ニュースレターの執筆時点で、11 月 19 日の週に合同会議が開催されている。

審議される主な項目は、資産からの予想リターンの影響を受けるが、ミラーリング・アプローチが適用されない契約に適用する割引率が含まれる。そのような契約の例としては、ユニバーサル生命保険やインデックス連動型契約が含まれる。

さらに、IASB は保険契約の表示および開示を議論する予定である。IASB は再公開草案を公表後予定しているフィールドワークに関するスタッフ提案についても議論している。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト ([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。